

コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

企業が社会的責任を果たすうえで重要なことは法令の遵守はもちろん、「倫理観」を持って行動し、誠実な企業活動を行うことです。

当行では、経営管理部法務室を中心に、この重要課題に全行をあげて取り組んでいます。

コンプライアンス態勢

法令等遵守を徹底するため、専務取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行グループをあげてコンプライアンスに取り組んでいます。

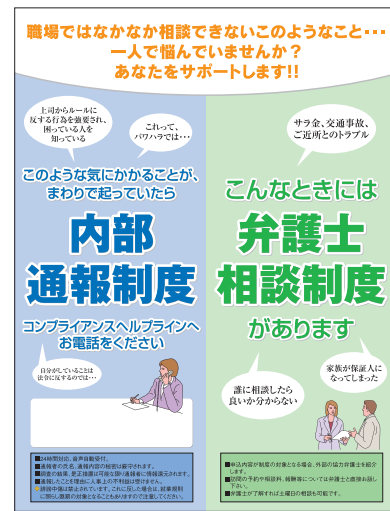
具体的には、刻々と変化する社会情勢に対応するための態勢強化を図る計画書「コンプライアンス・プログラム」を毎期初に定め、半年間実施後に取締役会でその実施状況を確認します。各店舗、各関連会社では、コンプライアンスオフィサー（法令等遵守責任者）が中心となり、部店内研修の実施と、その浸透度を確認するモニタリングを実施し、自主的にコンプライアンス態勢の整備に努めています。

このほか、金融機関の遵守すべき法令等を収録した「コンプライアンス・マニュアル」を行内のイントラネット「∞（夢現）ネット」に掲載し、全役職員が必要なときに閲覧できる仕組みにしています。

役職員による内部通報窓口を設置

当行内での法令等違反を役職員の通報により早期に発見し、適切に問題を解決することを目的として、経営管理部法務室内にコンプライアンスヘルプライン（24時間電話対応可能）を設置しています。

また、役職員が法律問題に直面したとき、早期に問題を解決できるよう、弁護士相談制度を設けています。



滋賀銀行の行動規範（平成19年4月制定）

1.信頼の確保と社会的責任の遂行

銀行の公共的、社会的使命を十分に認識し、CSR（企業の社会的責任）を果たすことにより、揺るぎない信頼の確保に努めます。

2.質の高い金融サービスの提供

お客さまに提供する商品・サービスについて、常に創意と工夫をこらし、社会の発展に貢献します。

3.法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

4.社会とのコミュニケーションの充実

経営情報等の積極的かつ公正な開示により、顧客、株主、地域社会等とのコミュニケーションを図り、透明な経営の確保に努めます。

5.役職員の人権の尊重による働きがいのある職場づくり

役職員の人権と個性を尊重し、各人の能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりに努めます。

6.環境経営の推進

省資源に努めるとともに、地域社会と連携して環境保全に貢献する「環境経営」を積極的に展開します。

7.社会貢献活動の充実

郷土を愛し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、文化や福祉活動等の多面的な社会貢献活動の充実に努めます。

8.反社会的勢力の排除

健全な市民社会に脅威を与える反社会的勢力は断固排除します。

以上